

呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領

地域協働課

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市防犯カメラ設置補助事業により自治会等が設置した防犯カメラの管理及び運用に関し、当該防犯カメラにより撮影される者のプライバシーその他の権利の保護を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 住民等の安全安心の確保及び犯罪の抑止を目的とし、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象として特定の場所に常設される撮影装置で記録装置を備えているものをいう。
- (2) 個人情報映像 防犯カメラにより撮影された映像で特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 個人情報映像データ 保存（保有することを目的として記録媒体又は記録装置に電磁的記録で記録をすることをいう。以下同じ。）された個人情報映像に係る電磁的記録をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの設置、利用並びに個人情報映像及び個人情報映像データ（以下「個人情報映像等」という。）の取扱いに関し、個人情報保護に関する法令を遵守し、適切な措置を講じるものとする。

(設置場所の所有者の承認等)

第4条 設置者は、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置する場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。）の承認又は許可を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(設置及び表示)

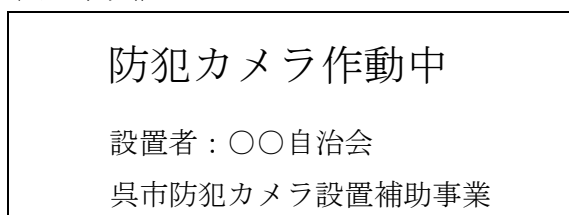
第5条 設置者は、防犯カメラの設置及び表示について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影対象は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見えやすい場所に、次の事項を表示すること。
 - ア 「防犯カメラ作動中」等の防犯カメラを設置している旨
 - イ 設置者の名称
 - ウ 「呉市防犯カメラ設置補助事業」により設置した旨
- (3) 表示の大きさの目安は次のとおりとすること。

ア 縦向きの場合 縦50～60cm × 横20～30cm程度

イ 横向きの場合 縦20～30cm × 横50～60cm程度

《 表示例 》



(管理及び運用)

第6条 設置者は、防犯カメラ及び個人情報映像等を適正に管理し、及び運用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者（以下「管理運用責任者」という。）を指定すること。
- (2) 管理運用責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の適正な管理及び運用を行わなければならない。
- (3) 管理運用責任者とは別に、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを行う担当者（以下「操作取扱者」という。）を指定すること。
- (4) 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び映像の視聴を行ってはならない。
- (5) 防犯カメラの操作及び映像の視聴は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）以外の者が行うことはできない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合で、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(個人情報映像データの適正な管理)

第7条 管理運用責任者等は、次のとおり個人情報映像データの適正な管理を行うものとする。

- (1) 個人情報映像データを保管するときは、当該記録媒体及び映像記録装置を施錠することのできるキャビネット等に保管するなど、盗難及び紛失の防止のため、適切な措置を講じること。
- (2) 個人情報映像データの保存期間は、7日間以上30日間以内とすること。
- (3) 保存期間を経過した個人情報映像データは、当該データの消去又は記録媒体の破砕により当該個人情報映像データを復元できないよう適切に処理を行うこと。
- (4) 個人情報映像データの取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わないこと。
- (5) 個人情報映像データを保存する場合は、当該データを加工しないこと。

(個人情報映像データの提供の制限)

第8条 設置者は、本人から当該本人であると明らかに認められる個人情報映像データの開示を請求された場合を除き、個人情報映像データを他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理運用責任者は、提供の必要性を十分に考慮した

上で提供することができる。

- (1) 法令（条例を含む。）の規定に基づく場合
- (2) 個人の生命，身体又は財産の保護のため，緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 捜査機関から，犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合

2 前項の規定により画像を提供した場合は，次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

- (1) 提供日
- (2) 提供先
- (3) 利用目的
- (4) 提供する画像の内容
（秘密の保持）

第9条 設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は，個人情報映像等及びこれから知り得た個人に関する情報をむやみに外部に漏らし，又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

（苦情等の対応）

第10条 設置者等は，防犯カメラの設置，管理及び運用に関する苦情，問合せ，事故等について，誠実かつ迅速に対応すること。

（取扱いの周知徹底）

第11条 設置者は，管理運用責任者等及び地域住民に対して，本要領及び各団体の管理運用規程に掲げる個人情報映像等の取扱いの周知徹底を図るなど適正な指導等を行うものとする。

（管理運用規程の作成）

第12条 防犯カメラの設置者は，本要領に基づき，次に掲げる事項を規定した防犯カメラ管理運用規程を作成しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 設置者，管理運用責任者及び操作取扱者
- (3) 設置場所及び撮影範囲
- (4) 管理及び運用
- (5) 個人情報映像データの適正な管理
- (6) 個人情報映像データの提供の制限
- (7) 秘密の保持
- (8) 苦情等の対応
- (9) 取扱いの周知徹底

付 則

この要領は，平成27年4月1日から実施する。

防犯カメラ画像活用記録

1 提供日 平成 年 月 日 ()

2 提供先 名称 _____

電話番号 _____

3 利用目的

4 提供する画像の内容 (日時等具体的に)
